著作権保護に向けてのガイドライン

音楽著作権の保護は、スクエアダンスの例会、講習会、パーティーなど音楽を利用するすべての活動で求められる課題です。そして、著作権を保護する責任は"主催者が負う"ことになっています。 著作権法等の法令を遵守し、適正な運営を行う上で、会員の皆様に留意いただきたいことを、ガイドラインの形でまとめました。

著作権保護等の観点から留意いただきたい事項

◎ パーティーなどクラブのメンバー以外の方が参加する事業

(1) 添書や要項へのあて先の記載について

仲間への案内と分かるよう「関係各位」と、記載する。

(⇒ "共益事業"の位置付けを明らかにするためです。)

(2) 要項への留意事項の記載

「著作権の保護について、各人で十分にご留意願います。」と付記する。

(⇒ 録音・録画等は、使用方法によっては著作権の侵害につながるケースがあります¹。 そこで、主催者の責務を行使していることを明らかにするため、本留意事項を記載 します。)

(3) 参加費等の記載(1)

費用を徴収する場合は、実費のみを徴収し、利益をあげていないことを明らかにすることが大切です。

(⇒ そのために、「会費」との記載よりは「参加費」等との記載がよいと思われます。)

(4) 参加費等の記載(2)

- S協会員 ****** 円
- その他のSD愛好者 ****** 円
- … のように記載する。
 - (⇒ 共益事業としての位置付けのためです。S協への加盟により共益性を高めるとと もに、S協会員のメリットにご配慮ください。)

¹ 録音物・録画物を自分自身のみ、または家庭内等で共有する分には侵害にはなりませんが、別の講習会等で使用したり、コピーを作って配布したりすると、著作権を侵害することになります。また、主催者の同意なしに動画サイトへの投稿なども行うことのないよう注意が必要です。

◎ 初心者講習会における記載

(1) 初心者講習会の添書や要項への記載について

「この講習会は、社会教育の立場において、生涯スポーツ・レクリエーションとしてのスクエ アダンスを体験いただくための講習会です。」のような内容(趣旨)を織り込む。

(⇒ S協定款やS協倫理要綱の趣旨に沿い、"SD普及は、社会教育活動であることを周知・広報する機会となる"ことを記載することになります。)

(2) 初心者講習会の受講費等について

初心者講習会は、"公益事業"と位置付けることができる事業です。会場費、資料作成費、スナック費、卒業パーティー費、機材費など運営実費をお知らせし、実費のみを徴収する工夫をお願いいたします。(この場合も、「講習費」等と記載し、「会費」との記載は避けてください。)また、「無料体験講習会」等を開催されているクラブも多いかと思います。まだ、そのような機会が設けられていない場合は、会員間でご検討いただき、取り上げてみてはいかがでしょうか。クラブの会費は、講習会終了後に入会者からのみ徴収するなど、適正なクラブ運営に必要となる費用の設定や案内に努めてください。 (⇒ 明朗な会計処理が必要となります。)

◎ その他の催事での留意点

(1) 個人が あるいは クラブが合同で主宰する催事や講習会等

著作権法上の問題が発生した場合には、主催者にその責務がありますので、ご留意ください。 S協は、正会員から報告を受けている範囲(クラブ紹介の内容)の中での活動について、ご協力いたします。

催事や講習会等を行う際には、利潤の出ない運営に努めていただき、他の正会員に影響が出ないようにご協力をお願いいたします。

以上です。